

西脇市子ども未来応援クーポン券 — 使用上のお願い 利用者版 —

利用者、使用月ごとに 番号管理

★クーポン券が届いたら

- ・表紙の利用者名を確認ください。(全冊)
- ・表紙及びクーポン券の利用年、月を確認ください。(令和5年9月分～令和6年7月分)
中学3年生は～令和6年3月分



★クーポン券を使用する前に

- ・利用者名、住所を記入ください。
使用する全てのクーポン券に記入
表紙の利用者名を記入
- ・クーポン券で釣銭はできません。
- ・1,000円未満の金額で使用される場合は、【 500 円】にその金額を記入ください。



※クーポン券の使用は表紙の利用者のみです。兄弟姉妹間であっても使用できません。他人への譲渡はできません。

※記載の利用年月以外の月の支払いには使用できません。

※クーポン券の再交付は行いませんので、適切に管理ください。

★クーポン券を使用するとき

- ・使用するクーポン券(利用者名等記入済み)を参画事業者に渡します。
- ・クーポン券の使用金額を超える費用を参画事業者に支払います。
- ・使用するクーポン券の枚数、を超える費用の支払い方法について、参画事業者と調整ください。

※月のクーポン券使用上限金額は、10,000円です。

【お願い】

西脇市が登録した参画事業者以外でクーポン券は使用できません。
登録以外の事業者で使用を希望される場合は、西脇市へ御連絡いただくとともに、事業者へ働きかけをお願いします。

※参画事業者は、[西脇市ホームページ](#)で確認できます。



お子さんが学校外教育サービスを継続して利用できるようお願いいたします。

助成対象者の要件を満たさなくなったときは、「申請内容変更届」を提出の上、未使用のクーポン券を返還してください。

- ▷ 就学援助の認定が取り消された場合
- ▷ 塾等を利用されるお子さんが転出された場合
- ▷ 塾等を利用されるお子さんが死亡された場合

※「申請内容変更届」の様式は、[西脇市ホームページ](#)からダウンロードできます。



クーポン券の交付申請は毎年度必要です。



問合せ

西脇市福祉部こども政策課

電話 0795-22-3111 内線 1180・1181

ファックス 0795-23-5219

メール kodomoseisaku@city.nishiwaki.lg.jp